

天保二御改革ニ付村方請印帳 (横丁)

(表紙) 0159

天保三年 卯八月 市ヶ尾村

御改革ニ付村方請印帳

p 1 0160

差上申請書之事

一、関東御取締御出役様方

先達て御廻村之砌御改革

ニ付都て奢ケ間敷義

不致農業専一二いたし

若亦身持不宜者有之

候ハ、村役人無油断相改

其上不得止事不埒之筋

相聞候ハ、御廻村之節

密ニ可申上旨被 仰付

候旨被仰渡承知仕候

一、在々ニて金銀貸借之義

其外無抛口事ニて

地頭姓名書相願来り

候節当人并村役人ニも

p 2 0161

彼是申不差出等閑致

置候類相聞左候ては

姓名相違等出来可致

様成行キ甚不宜義ニ

候間以来右様之義願

来候もの有之候節は

無滞支配書可差出旨

御奉行所様より被

仰渡候旨御取締出役

様方より被仰渡候旨

被 仰聞承知仕候

仍之一同連印差上

申所如件

幸右衛門印

忠兵衛 印

弥五郎 印

p 3 0162

永蔵 印

小左衛門印

吉兵衛 印

乙次郎 印

太七 印

熊次郎 印

源内 印

勘次郎 印

源之丞 印

文次郎 印

三次郎 印

吉右衛門印

源左衛門印

清右衛門印

忠八 印

p 4 0163

新助 印  
 善兵衛 印  
 萬次郎 印  
 九左衛門 印  
 龜次郎 印  
 常次郎 印  
 作兵衛 印  
 彖藏 印  
 新五左衛門 印  
 茂右衛門 印  
 久助 印  
 亦七 印  
 半藏 印  
 伊七五郎 印  
 長吉 印  
 要八 印  
 平右衛門 印  
 岡右衛門 印  
 龜藏 印  
 伊佐衛門 印  
 勝右衛門 印  
 萬吉 印  
 松五郎 印  
 安兵衛 印  
 權次郎 印  
 小右衛門 印

彦五郎 印  
 平藏 印  
 萬之助 印  
 太右衛門 印  
 太郎右衛門 印  
 惣左衛門 印  
 元次郎 印  
 藤藏 印  
 久藏 印  
 源右衛門 印  
 三郎兵衛 印  
 子之助 印  
 佐七 印  
 長次郎 印  
 佐右衛門 印  
 勇吉 印  
 松次郎 印  
 治郎吉 印

村御役人中様

(了) 青葉区古文書之会 令和3年12月釈文ス